

令和7年度浜通り地域等における来訪者による消費促進事業 業務委託仕様書

この業務委託仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、公募により選定した受託者（以下「乙」という。）に委託する「浜通り地域等における来訪者による消費促進事業（以下「本事業」という。）」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）において、被災事業者の帰還・再開、創業を促進させるとともに、被災事業者等の振興を図っていくためには、域外からの来訪者の呼び込みと域内での消費拡大を通じた新たな需要の創出が重要となる。

そのため、本事業では、12市町村に3市町（いわき市、相馬市及び新地町をいう。以下同じ。）を加えた15市町村において、来訪者の呼び込みとそれらによる域内での消費を促すべく、幅広い業種を対象として、二次元コード決済等を利用した支払いに対して、ポイント還元等を行うキャンペーンを実施するものである。

2 業務の概要

乙は次の業務を行う。業務を進めるに当たっては、各事項について甲と協議の上実施すること。なお、委託料の範囲内において、本事業効果の向上が期待される場合には、以下によらない独自の提案を認めるものとする。

(1) キャンペーン運營業務

ア キャンペーン名

「d o ! 浜通り」キャッシュレス・ポイント還元キャンペーン

イ 利用対象者

15市町村外からの来訪者を主な対象者とし、15市町村内の居住者も対象に含めるものとする。

ウ 対象店舗

- 対象店舗は、原則15市町村に所在する本事業で活用する電子決済サービスの加盟店及び本事業への参加を希望する店舗とすること。ただし、15市町村に所在しないものの、対象店舗とすることで事業目的の達成に繋がる場合には、甲と協議の上、対象店舗とすることができる。
- 本事業の実施にあたっては、特に12市町村に所在する店舗の参加を促すこととし、さらなる対象店舗の開拓も行うものとする。

エ ポイント還元の手法

- 利用対象者、対象店舗の負担を考慮し、キャンペーン期間中に、対象店舗において、本事業で活用する電子決済サービスを利用した支払いに対して、ポイント還元率、上限額の範囲において、当該電子決済サービスにおける利用可能なポイントを利用者に還元（事後還元型）すること。
- 電子決済サービスはMPM方式（利用者が店舗の掲げるQRコードを読み取り決済を行う手法）またはCPM方式（店舗側のバーコードリーダーで利用者側のQRコード等

を読み取り決済を行う手法) とすること。

- ・ 地域の実情、利用対象者、対象店舗の負担を考慮した上で、複数の決済サービスを導入し、スマートフォン運営会社の大半において利用可能とすること。決済サービスの導入に関しては、甲乙協議の上決定すること。

オ キャンペーンの実施方法

(ア) メインキャンペーンの実施

- ・ 年度内に複数回のキャンペーンを実施すること。なお、キャンペーンの開始時期は甲と協議の上、決定すること。
- ・ ペイメントの採用にあたっては、以下の決済データ(※1)の開示及びデータ分析等への協力を条件とする。なお、取得していないデータがある場合には甲と協議の上、採用の可否について決定すること。

(※1) 決済データ

- 決済日
 - 決済地
 - 購入した店舗の業種
 - 決済者の居住地
 - 性別
 - 年代
 - 決済額
- ・ キャンペーンの対象地域は、事業の目的を踏まえ、15市町村の中からキャンペーンごとに地域を限定して実施することも可能とする。

(イ) サブキャンペーンの実施

【ペイメント独自キャンペーン】

- ・ 域外からの誘客やリピーター創出につなげることを目的としたペイメント独自のキャンペーンを1回以上実施すること。
- ・ キャンペーンはペイメントのポイント還元を絡めた企画を基本とし、対象市町村や対象店舗については甲と協議の上、決定すること。
- ・ ペイメント独自のキャンペーンの実施については、上記条件を満たすキャンペーンを企画提案したペイメントに限るものとし、実施時期や内容については甲と協議の上、決定すること。

【イベント連携キャンペーン】

- ・ 多くの来訪者が見込まれる県内イベント等の会場の出展においてメインキャンペーンと同様のポイントを付与する仕組みを構築するなど、キャンペーン期間中、本仕組みを活用したイベント等とのタイアップ企画を実施すること。

カ 対象店舗の費用負担

- ・ キャンペーン期間中の対象店舗における導入費用(端末の購入やリース費用)、決済手数料、振込手数料等については、費用負担が生じないことが望ましい。

キ ポイント還元率

- ・ ポイント還元率は決済額の20%以内、1キャンペーン期間中のポイント付与上限額は各社あたり5,000円以内として来訪者数及び消費喚起効果を最大化できる率・上限を設定すること。なお、上記ポイント還元率とポイント付与上限額の範囲内において、キャンペーンごとに異なる率・上限額を設定することは可能とする。

- ・ 12市町村と3市町で異なるポイント還元率及びポイント付与上限額を設定することは可能とする。
- ・ 来訪者の周遊や再来訪等に繋げるため、必要に応じて1決済あたりのポイント付与上限額を設定すること。

ク 留意事項

- ・ 電子決済サービスの利用におけるポイント分の予算やポイント付与上限額の管理方法を明確にすること。
- ・ キャンペーン実施に当たっては、15市町村外からの来訪者に多く利用されることに重点を置くとともに、周遊や再来訪等による地域内の様々な店舗での利用がなされるための運用上の工夫を行うこと
- ・ 本事業では、特に12市町村の地域に根付いた事業者等において、利用が促進され、消費が行われる点を重視すること。
- ・ ポイント還元の対象外の店舗・商品の取扱いについては甲と協議の上決定すること。

(2) 広報業務

ア ウェブサイトの修正

- ・ 過年度事業で制作した本事業ウェブサイト (<https://dohamadori.com/>) を実施するキャンペーン等の内容に修正を行うこと。
- ※ウェブサイトについては、「Google Analytics」のタグ設置並びに設定に基づき、所有権限は福島県に帰属するものとする。

イ デジタル広告によるウェブサイトへの誘導

- ・ デジタル広告による本事業の効果的な広告を実施すること。
- ・ 必要に応じて画像バナー等を制作してもよいが、甲と協議の上決定すること。
- ・ 本事業の目的を達成するために、最適な配信方法や配信回数を目安を甲と協議の上決定し、配信単価やリーチ数の目標値を明確にすること。

ウ その他対応、必要な広報の実施

- ・ 事業実施中のターゲットの反応に応じたクリエイティブの調整や広告予算配分の変更等、随時柔軟に対応すること。
- ・ 実施する広告の管理画面については、甲が確認を行うことができるよう甲に閲覧権限を付与し、開示すること。
- ・ デジタル広告のみならず、鉄道、バス、タクシー、レンタカー、宿泊施設等の来訪者と接点を有する者と通じた広報の実施を検討すること。
- ・ ア及びイ以外で事業効果を高めると判断できる広報を必要に応じて実施することとし、情報の到達確度が高い広報を甲と協議の上決定すること。

(3) データ分析業務

ア キャンペーンの効果分析

- ・ キャンペーン利用者の属性（域外・域内の利用者等）や消費額に関する目標値など、事業効果を評価するためのKPIを設定し、執行状況の管理を行うこと。
- ・ 電子決済の利用データ等を活用し、本事業のキャンペーン前後における利用者の15市町村別、属性別、域内での消費動向、周遊・再来訪の動向などを比較することにより、消費喚起効果について定量的な効果分析を行うこと。
- ・ キャンペーン期間中、期間外の域内への来訪者の移動データの分析を行うとともに

に、キャンペーンで取得した決済データ（※1）とクロス分析を行うこと。クロス分析結果を基に、域内への来訪者の属性等を分析し、来訪促進及び消費拡大につながる効果的なプロモーション方法を提案すること。

- ・ 分析にあたっては、GPS や携帯電話の基地局の位置情報を利用した人流分析を提供している会社と連携し、実施すること。

イ 広報業務の効果分析

- ・ ウェブサイト閲覧回数、デジタル広告の表示回数、動画の閲覧回数、閲覧者・視聴者等の属性（地域・年齢等）、閲覧による来訪者数等を動画等からのウェブサイト誘導状況等により分析すること。
- ・ デジタルプロモーションの実施による認知度や態度変容への影響を計測するため、「ブランドリフト調査」や「サーチリフト調査」など、必要な効果分析を実施すること。

※ブランドリフト調査：広告に触れた人と触れなかった人に分け、前者が後者より認知度向上の効果が上がったかどうかを測る調査。

※サーチリフト調査：広告に触れた人と触れなかった人に分け、二つのグループの検索行動データから、動画広告がその後の検索活動に反映されたかどうかを測る調査。

ウ 本事業への分析結果の反映

- ・ 乙は甲の求めに応じて、ア及びイの分析結果をまとめ、定期的に報告を行うこと。なお、報告については、15 市町村や各対象店舗等に有益となる分析結果を含むものとする。
- ・ また、ア及びイの分析結果を踏まえ、必要に応じてターゲットの変更や絞り込み等を行い、適切に事業の内容、計画を見直すこと。

(4) サポート、問合せ業務

ア 事務局の設置

- ・ 利用者、店舗双方からの問合せに対応するため本事業専用の事務局（専用電話回線の設置を含む）を設置するとともに、円滑かつ誠実な対応を行うことができるよう必要な体制を整備すること。

イ 事務局の業務内容

- ・ 店舗への電子決済の導入方法、入金方法、入金時期など諸条件について、導入を希望する対象店舗に対する丁寧な説明、調整、必要なサポートの実施
- ・ キャンペーンに関する対象店舗や利用者等からの問合せへの対応
- ・ 対象店舗等への説明会や個別訪問、実店舗での導入サポート等の実施
- ・ 対象店舗等へのキャンペーンの実施状況、分析結果等のフィードバックの実施
- ・ その他、事業実施に必要な業務

(5) その他事項

- ・ 本事業の実施の結果、想定を超える利用が生じた場合においても、甲は委託料を超える支払は行わないため、適切な執行管理及び運用を行うこと。
- ・ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。
- ・ 納品動画に関する著作権肖像権等の権利は甲に帰属するよう整理すること。
- ・ 受託者は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 本事業の実施に当たっては、県内（特に12市町村の事業者）の小売店、飲食店及びサービス業を営む事業者等の振興に繋がるような事業構築を行うこと。
- ・ 複数年の継続的な実施を意識した運用、他の関連施策との連携等を行い、年々、認知度向上、来訪者及びその消費額の増大を図るとともに、事業終了後にこれらの効果が継続する工夫を行うこと。
- ・ 本事業の目的の範囲において、効果を高めるための独自の工夫を行うこと。

3 個人情報取り扱い

個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じていること。また、取り扱いにあたっては甲が定める「個人情報取得特記事項」を遵守すること。

4 リスク管理

乙は次に掲げるような業務上のリスク（以下「リスク」という。）を想定し、リスクの発生を抑制するための対策、体制を講じなければならない。また、仮にリスクが顕在化し、具体的な危機が発生した場合の対処方法を事前に定めておくこと。

- ・ 電子決済サービスの不正利用、利用者情報の流出
- ・ 書類の誤発送や電子メールの誤配信等による個人情報の漏えい
- ・ 書類の不適切管理による紛失
- ・ 機器の操作誤り等による電子データの棄損や処理誤り
- ・ その他、上記に類似する業務上のリスク

5 再委託

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、甲の承認を得ることとし、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

6 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めること。

7 提出書類

乙は、委託契約書及び「浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（浜通り地域等における来訪者による消費促進事業）実施要綱」に定めるもののほか、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ・ 委託業務着手届（様式第1号）
 - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に遅滞なく提出するもの
 - ・ 委託業務完了届（様式第2号）
 - ・ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (3) 甲の求めに応じて適宜提出するもの

- ・ キャンペーン実績等、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 成果品

- ・ 実績報告書
- ・ 収支報告書（様式第3号）
- ・ データ分析結果報告書（ブランドリフト調査及びサーチリフト調査結果を含む）
- ・ 制作した動画コンテンツ、画像バナー、ウェブサイトデータを収めたDVD-ROM
- ・ その他、甲が必要と認めるもの。

9 その他

- ・ 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、定めることとする。
- ・ 但し、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(仕様書様式第1号)

年 月 日

福島県知事

所在地
名称
代表者職氏名

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで締結した下記の委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
令和7年度浜通り地域等における来訪者による消費促進事業
- 2 委託料の額
金 円
- 3 委託期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者(団体名・部署名) :
(役職・氏名) :
担当者(団体名・部署名) :
(役職・氏名) :
(連絡先) :

(仕様書様式第2号)

年 月 日

福島県知事

所在地
名称
代表者職氏名

委託業務完了届

令和 年 月 日付けで締結した下記の委託業務は、令和 年 月 日付けで完了しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名
令和7年度浜通り地域等における来訪者による消費促進事業
- 2 委託料の額
金 円
- 3 委託期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：